

公 告 第 7 号

任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第47条第2項の規定により、当健康保険組合の標準報酬月額を下記のとおり定めたことを公告します。

令和4年2月23日

ビックカメラ健康保険組合
理事長 川村 仁志



記

1. 令和4年度以降における標準報酬月額

24等級 340,000円

2. 適用年月日

自 令和4年4月1日